

指定ごみ袋制度変更に伴って生じる対策の検討

1. 基本の考え方

有料化の実施に当たっては、市民に対してその目的を理解してもらうよう、十分な説明・情報提供を行う必要があります。

また、有料化の実施の目的の一つであるごみの減量を進めるためには、市民がごみ減量と資源化に取り組めるための施策を併せて実施していく必要があります。また、有料化に伴って不法投棄や不適正排出などの問題が発生する恐れがあるため、そのための対策についても検討していく必要があります。

2. 資源化・減量化を促進するための施策

本市では、今までにごみの減量化・資源化を促進するための様々な施策を行ってきましたが、今後発生する手数料収入を活用した新たな施策を展開していくこととなります。

《新たに実施する施策(例)》

- ・刈草、剪定枝の資源化
- ・生ごみ処理器等の助成
- ・新たな資源物拠点回収施設の設置

3. 不法投棄・不適正排出への対策

有料化を、実施することで、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されることから十分な予防措置を行い、発生未然防止を図る必要があります。

《不法投棄防止のための対策(例)》

- ・警告看板の設置
- ・県や警察と連携したパトロールの強化
- ・防犯カメラの設置

《不適正排出防止のための対策(例)》

- ・ごみステーションでの啓発指導
- ・不適正排出者に対する警告文書の送付や直接指導
- ・環境衛生連合会や自治会と連携した啓発活動